

与那原町庁舎建設基本構想に対する パブリックコメント（意見公募）要領

1 案件

与那原町庁舎建設基本構想

2 趣旨

本町の現庁舎は、老朽化が著しく、極めて狭隘なため、町民の利用や行政サービスに不便をきたしている状況にあります。一方で町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しており、行政サービスは複雑・多様化するとともに新たな行政需要はますます増大しています。また、大規模な災害が頻発している現代においては、防災危機管理機能を備えた防災拠点としての役割も求められます。

本構想は、住民サービス、まちづくり、防災拠点、環境などについて検討し、その中で新たな時代にふさわしい住民に開かれた親しみやすい庁舎建設の指針となる基本的事項について取りまとめたものです。

3 募集期間

平成 29 年 7 月 1 日（土）～平成 29 年 8 月 1 日（火） *必着

4 意見を提出できる人

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は町内に存する学校に在学する者
- (4) 意見等を求める事項に関し利害関係を有する者

5 閲覧場所

- (1) 町ホームページ
- (2) 町役場、各コミュニティセンター、各区公民館

6 意見の提出方法

別紙の「**与那原町庁舎建設基本構想に対するご意見・ご提案**」に氏名・住所・電話番号、ご意見・ご提案、結果公表の意向を記入のうえ、下記のいずれかの方法でご提出ください。

- (1) 持 参・・・総務課（本庁舎 2 階） 庁舎管理担当
※各コミュニティセンター、各公民館に設置の意見箱
- (2) 郵 送・・・〒901-1392 与那原町字上与那原 16 番地 総務課 庁舎管理担当 宛
- (3) F A X・・・098-946-1763 （※電話は不可）
- (4) 電子メール・・・info-47baru@town.yonabaru.okinawa.jp

7 意見の公表等

- (1) 提出されたご意見・ご提案に対する町の考え方を回答として町ホームページ等で公表する予定です。（公表を希望されない場合を除く）
- (2) 提出されたご意見等に対し、個別の回答は行いません。
- (3) 意見募集の結果公表の際には、ご意見以外の内容（住所、氏名等の個人情報等）は公表しません。（個人情報保護の観点から適正に取り扱います。）

8 問合せ先

総務課 庁舎管理担当宛て 電話：098-945-2201

9 データダウンロード先

[庁舎建設基本構想（本編）](#) [庁舎建設基本構想（概要版）](#)

[庁舎建設基本構想（資料 1～6）](#)

[「与那原町庁舎建設基本構想に対するご意見・ご提案」](#)